

島田市既存住宅の屎尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書き取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302：2000）の「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書き（以下「以下「JISただし書き」という。」の適用にあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）に定めるところによる。

(手続き)

第3条 既存の住宅に設置する屎尿浄化槽について、JISただし書きの適用を受けようとする者は、浄化槽設置届出書の提出にあわせて、JISただし書き適用願い（様式第1号）を提出しなければならない。

(審査)

第4条 前条の申請内容が、次の各号に定める事項に適合する場合は、処理対象人員を5人とすることができます。

- 一 建築物の用途がJIS A 3302表中の住宅であること。（既存の住宅の浄化槽の付替えの場合であって、建築基準法の確認申請を要しない場合に限る。）
- 二 台所及び浴室が2以上ある住宅でないこと。
- 三 増築を伴う場合、増築部分に給排水設備がないこと。ただし、実質的な使用水量の増加が無い場合においては、この限りではない。
- 四 実居住人員及び予定居住人員が5人以下であること。

五 次のいずれかの方法により算定した予想水道等使用量が1,000リットル／戸・日以下であること。ただし、前号の実居住人員（居住人員の増加の予定がある場合は、予定居住人員）が3人以下の世帯の場合においては、この限りではない。

イ 水道のみを使用している場合

年間最大水道使用量実績値とする。ただし、居住人員の増加の予定がある場合においては、年間最大水道使用量実績値を実居住人員で除した値に予定居住人員を、従前が汲取り便所の場合においては、年間最大水道使用量実績値に1.25を、それぞれの場合に応じて乗じて得た値とする。

ロ 井戸水等を併用している場合

イの方法によるものとし、「年間最大水道使用量実績値」を「年間最大水道使用量実績値に年間最大井戸水等使用量実績値を加えた値」と読み替えて算定した値とする。

附 則

この要領は平成30年10月1日から施行する。